

## 高石市次世代育成支援行動計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定するもので、本市における子育てに関わる施策を総合的に推進するための基本計画として位置づけられます。

また、教育施策、女性施策、都市施策や就労支援施策など、子育て支援施策に関わるすべての関連計画・施策との調和を図りながら、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育てられる環境整備を図るための総合的な指針を示すものです。

なお、本計画は、平成17年度を初年度とする平成21年度までの前期5年間の計画期間とし、平成21年度末までに前期計画の進捗や子育てニーズの変化等を再検討し、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定します。

## 1. 人口推計

事業量推計を行うため、平成17年～21年の各年度の児童人口を推計しました。その際、学齢基準日である4月1日時点における将来人口としました。

### ○推計方法

国勢調査（昭和60年～平成12年の各10月1日時点）の実績値を使用し、コーホート変化率法を用い推計しました。

### ○人口構成

事業の対象となる0～11歳および12～17歳の児童の平成17～21年度における年齢別推計人口は次のとおりです。

#### ■ 将来人口推計

年齢	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	児童人口	総人口比								
合計	11,278人	18.7%	11,176人	18.7%	11,035人	18.7%	10,906人	18.6%	10,756人	18.6%
0歳	741	1.2	719	1.2	685	1.2	651	1.1	616	1.1
1歳	742	1.2	714	1.2	680	1.1	647	1.1	612	1.1
2歳	699	1.2	683	1.1	651	1.1	618	1.1	585	1.0
3歳	689	1.1	676	1.1	643	1.1	612	1.0	580	1.0
4歳	702	1.2	689	1.2	655	1.1	623	1.1	590	1.0
5歳	631	1.0	633	1.1	629	1.1	626	1.1	621	1.1
小計	4,204	7.0	4,114	6.9	3,943	6.7	3,777	6.5	3,604	6.2
6歳	655	1.1	661	1.1	657	1.1	653	1.1	647	1.1
7歳	648	1.1	657	1.1	653	1.1	649	1.1	644	1.1
8歳	663	1.1	670	1.1	666	1.1	662	1.1	656	1.1
9歳	681	1.1	693	1.2	689	1.2	685	1.2	679	1.2
10歳	494	0.8	496	0.8	512	0.9	528	0.9	543	0.9
11歳	541	0.9	545	0.9	562	1.0	580	1.0	598	1.0
小計	3,682	6.1	3,722	6.2	3,739	6.3	3,757	6.4	3,767	6.5
12歳	542	0.9	545	0.9	562	1.0	579	1.0	596	1.0
13歳	553	0.9	555	0.9	572	1.0	591	1.0	609	1.1
14歳	568	0.9	568	1.0	586	1.0	604	1.0	622	1.1
15歳	551	0.9	533	0.9	521	0.9	510	0.9	497	0.9
16歳	589	1.0	569	1.0	556	0.9	544	0.9	530	0.9
17歳	589	1.0	570	1.0	556	0.9	544	0.9	531	0.9
小計	3,392	5.6	3,340	5.6	3,353	5.7	3,372	5.8	3,385	5.8

\*総人口比は、端数処理の関係で小計の数値が合わない場合があります。

## 2. 計画の施策体系

「高石市次世代育成支援行動計画」の施策体系は、以下のとおりです。

### 1. 地域における子育て支援

- 地域における子育て支援サービスの充実
- 保育サービス等の充実
- 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 児童の健全育成
- 世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

### 2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

- 子どもや母親の健康確保
- 食育の推進
- 思春期保健対策の充実
- 小児救急医療体制の充実

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 次代の親の育成
- 就労意識の啓発、情報発信
- 安全等に配慮した教育環境の整備
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備
- 家庭や地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

- 良質な居住環境の確保
- 子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備
- 安心して外出できる環境の整備
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進

### 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 女性の就労と男性を含めた働き方の見直し等

### 6. 子どもの安全の確保

- 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

### 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

- 児童虐待防止対策等の充実
- 母子家庭等の自立支援の推進
- 障害児施策の充実

### 3. 具体的な取組み

#### (1) 地域における子育て支援

##### ①地域における子育て支援サービスの充実

###### <地域子育て支援センター事業の充実>

- ・交流の場の提供や子育て不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を行うため地域子育て支援センター事業を、公立と私立の保育所各1か所で実施しています。子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせる情報提供できるよう、地域でのコーディネート機能を強化します。また、交流の場の提供や子育て不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を担うため、地域の中核として活動を行い、地域への出前保育等の充実も図っていきます。

###### <一時保育等の充実>

###### ・一時保育事業の充実

保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児ノイローゼ等の私的理由に対応する一時保育を現在保育所1か所で実施していますが、平成21年度までにさらに1か所整備することを目標にします。

###### ・ショートステイ事業（子育て短期支援事業）の充実

保護者の疾病等の社会的理由により、一定期間の養育を行うショートステイを実施しています。現在市外の児童福祉施設4か所で実施していますが、過去の実績等から前期計画では制度の周知と利用の促進を図っていきます。

###### ・トワイライトステイ事業の実施

保護者の仕事等で帰宅が夜間になるなどの場合に児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護するトワイライトステイ事業については、子育て家庭のニーズが多様化しており、意向調査の結果でも要望されているため、平成21年度までに2か所で実施することを目標にします。

###### <放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の拡充>

- ・保護者の労働等により昼間保育に欠ける児童を学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）は、今後、社会情勢の動向等を把握しながら、開設時間等の拡充を図っていきます。

#### <ファミリーサポートセンター事業の整備>

- ・地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリーサポートセンター事業については、児童育成計画においても整備することが求められており、今後、家庭における育児支援や地域のなかで子育てを助け合う環境整備の必要性が増していくと考えられるため、平成 21 年度までに 1 か所整備することを目標にします。

#### <つどいの広場事業の検討>

- ・主に乳幼児（0～3 歳児）を持つ親と子どもが気軽に集い交流するとともに、子育て相談を行うつどいの広場事業については、核家族化の進行により世代間の育児知識・技術の伝承が十分行われなくなっており、地域での支えあいが必要とされているため、平成 21 年度までに 1 か所整備することを目標にします。

## ②保育サービス等の充実

#### <乳児保育等の充実>

- ・共働き家庭の増加や勤務形態の多様化によって産休明けの職場復帰や 1 年間の育児休業取得が困難な保護者など、0 歳児保育についてのニーズ増大が予想されることから現在市内全ての保育所で低年齢児保育を実施していますが、将来の児童数等を勘案し、平成 21 年度までに 1 か所整備することを目標にします。

#### <延長保育の充実>

- ・保育所では通常保育の終了後、延長して子どもを預かる延長保育を実施しています。現在保育所 7 か所で午後 7 時まで、1 か所で午後 9 時までの延長を実施していますが、働く女性の増加や勤務形態の多様化により就労時間に対して多様なニーズが生まれていることから、平成 21 年度までに午後 7 時まで実施する保育所をさらに 1 か所整備することを目標にします。

#### <病後児保育の実施>

- ・病気回復期にあり、集団保育に適さない児童を預かり、子育てと就労の両立を支援する病後児保育については、意向調査の結果からもニーズの高まりがみられることから医療をはじめとする関係機関の協力のもと、専門職の配置や他児童への感染等に配慮した施設等の体制を整えます。平成 21 年度までに 1 か所整備することを目標にします。

#### <休日保育の実施>

- ・日曜日、祝日等の保育所での保育サービスについては、就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、平成 21 年度までに 1 か所整備することを目標にします。

#### <夜間保育事業>

- ・現在、市内保育所 1 か所で 21 時まで延長保育を実施していますが、その利用人数が少ないことから、22 時を基本として開設する夜間保育事業については、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。

#### <保育内容の評価>

- ・保育サービスの質の向上を図るため、保育施設における自己採点のための準備作業を進め、客観的な評価となる第三者評価の導入を目指します。

### ③地域における子育て支援のネットワークづくり

#### <地域での子育て支援ネットワークの強化>

- ・多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で幅広く支援するため、保健、医療、福祉に関する担当課や関係機関、子ども家庭サポーター、自治会、NPO、子育てサークル等と連携して各組織間や世代間の情報交流と自主的な活動の促進に努めます。また、子育て情報や支援が効果的に子育て家庭に届くよう、地域組織の実態把握に努め、子育て支援ネットワークとしての機構化の検討と効果的な情報発信を推進していきます。

#### <子育ての仲間づくりの支援>

- ・子育てにかかる不安やストレス等の精神的負担を減らし、子どもの虐待や養育の放棄を予防するために、子育てに関する情報を交換したり、悩みごとを相談しあったりする仲間づくりを支援します。
- ・現在保育所で実施している育児教室について、参加しやすい時間帯や場所などを工夫し、内容の充実を図ります。
- ・子育てサークルについては、周知の徹底や活動支援を行います。
- ・就労など社会活動をしている保護者が、参加しやすいネットワークの形成にも配慮しま

す。

- ・子育てボランティアとして子育てを終えた主婦などに働きかけ、子育てに関する助言や送迎等の支援を行うことにより、子育てをバックアップする活動やグループ等組織を支援していきます。

#### ④児童の健全育成

##### <健全育成の環境づくり>

- ・地域における関係団体をはじめとする多方面の連携のもとに、青少年街頭指導員活動や青少年健全育成活動など地域ぐるみで行う青少年指導育成活動を推進します。こうした活動の場として、関係各機関と連携を図りながら、空き教室等の提供など学校施設の活用について検討していきます。
- ・子どもの成長を見守る意識を醸成するため、広報紙等を通じて高石っ子憲章の啓発や「子どもの顔をみんなで知る活動」、「一声声かけ運動」など子どもを見守る活動の実践に取り組みます。
- ・子どもが家庭や地域の愛情につつまれて健やかに育ち、社会的な道徳が形成させるように親も含めた道徳の向上と学校での道徳教育に努めます。

##### <人材育成>

- ・子どもの健全な育成や地域における子育てを支える活動に携わる子育てボランティア、カウンセラーやヘルパーを育成するため、野外活動やボランティア講座等の講習会などの実践に取り組みます。

#### ⑤世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

##### <世代間交流の促進>

- ・子どもと高齢者の間の交流を中心とした世代間交流を促進するため、介護保険施設と児童施設の交流等の取組みを引き続き実施していきます。また、NPO等と地域の関わりを積極的に支援していきます。
- ・小・中学校と保育所、幼稚園との交流の促進など、子どもの異年齢交流の機会の拡大を

図ります。こうした異年齢交流を通じて、子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみで子育てを支える意識向上につなげていきます。

<幼稚園や学校の地域開放>

- ・子どもの健全育成につなげるため、校庭や園庭等の開放など幼稚園や学校の施設を活用した取組みについて、機会の拡大など事業の実施を図ります。

## (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

### ①子どもや母親の健康確保

#### <乳幼児健康診査、フォロー体制の充実>

- ・乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施していますが、今後は教材等にも工夫し、安心して子育てをしてもらえるよう努めます。また、時間等にも配慮し、できるだけ多くの不安や悩みの解消に対応できるように取り組んでいきます。
- ・健康診査後に医療機関や関係機関などとの連携強化によるきめ細かな事後指導や相談対応を必要に応じて実施するなど、フォローアップ体制の充実に引き続き取り組んでいきます。

#### <妊産婦に対する健康診査と相談の充実>

- ・妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安の解消のため、妊婦一般健康診査及び妊産婦訪問指導等の保健サービスについて、医療機関と協力しながら充実を図るとともに、ハイリスク妊産婦の早期からフォローに努めます。

#### <出産前教育の充実>

- ・妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパ・ママ学級」の内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実に努めます。
- ・「パパ・ママ学級」へ妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進します。

#### <相談と情報提供の充実>

- ・乳幼児の日々の食事や病気などに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、乳幼児相談についての相談事業の充実を検討するとともに、保育所、幼稚園との連携を推進します。
- ・病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する情報提供の充実を図ります。
- ・正しい生活習慣やその他の健康情報を行政、民間も含めた母子を取り囲む様々な角度から受け手の価値観や望ましい行動がとれるような環境に合わせて発信することを検討します。

<発達・成長過程に応じた健康教育等の支援>

- ・子どものころに培った生活習慣は生涯を通じて日々の生活の中に表れることから乳幼児期、学童期における連続的な発達の支援及び健康教育を総合保健センター、小・中学校、幼稚園、保育所などと連携して行い、正しい健康情報に基づいた子どもの健全育成を推進します。

## ②食育の推進

<「食育」推進ネットワーク等の検討>

- ・学童期以降の食育推進は総合保健センターでは困難なことが多いので、食生活改善協議会を支援し、ふれあい親子クッキング（小学生と保護者を対象）を開催しています。また、フリー活動栄養士会は小学生高学年を対象にパワフルキッズクラブを開催し、食育に取り組んでいるので、これらと連携を図ることができれば小学生までの食育のネットワークの構築が可能であると考えています。

<学校における食育の推進>

- ・子ども時代の食生活の乱れは、現在はもちろん、将来の健康にも影響を与え、心の健全な発達の上でも食生活が重要な意味をもっています。食育の取組みは就学以前の段階から取り組むのがより効果的であることから、今後は、幼稚園や保育所において、食育紙芝居や保健所の食育媒体を利用して食育の推進を行うとともに、小学校における栄養教諭の創設を念頭におきながら各学校において食育に取り組んでいきます。

## ③思春期保健対策の充実

<母子保健と学校保健の連携>

- ・小学校教育研究会等へ保健師が出席し、情報交換と連携の強化に努めていきます。今後学校における健康教育の充実に向けて情報提供を積極的に行っていきます。

#### ④小児救急医療体制の充実

小児救急医療体制について、初期救急医療は高石市立診療センターにおいて休日診療を実施し、また二次救急医療は、泉州医療圏における病院の輪番による二次救急医療体制を整備し、対応を図っています。しかし、救急医療に従事する小児科医の不足等により、夜間帯の専門医の確保が難しくなっていることが、泉州医療圏における共通の課題になっています。

そこで、現在、泉州医療圏において大阪府の小児救急広域連携促進事業を活用し、各市が設置している休日・夜間急病診療所を広域センター化又は小児救急拠点病院の整備を図り、各市が協力して広域的なエリアをカバーする診療体制の確保を検討していきます。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ①次代の親の育成

##### <道徳教育の推進>

- ・学校では人権教育の一環として男女共生教育や性教育を行い、道徳教育を推進します。また、子どもの道徳の形成に地域全体で配慮していきます。

##### <乳幼児とのふれあう機会の充実>

- ・中・高生が乳幼児と触れ合う体験のなかで子育てに関する意義や大切を理解し、次代を担う子どもとして成長できるよう地域の幼稚園、保育所と連携し、乳幼児とふれあう機会の充実に努めます。また、ふれあい活動に関して子ども同士のトラブルや通行中の事故等が発生しないように配慮します。

#### ②就労意識の啓発、情報発信

##### <就業観や勤労観の育成>

- ・社会全体の働き方の変化により児童の職業観や就労観にも変化がみられます。それらの望ましい形成のために小・中学校を通して計画性のあるキャリア教育の実施を検討します。

##### <総合学習等を活用した職業人講話>

- ・地域で実際に働く人に総合学習等へ参加してもらい、働く意義や日々の思い、体験談等の生の声から児童・生徒の就職に対する社会性を養うとともに、地域産業への理解をすすめます。

##### <情報発信>

- ・平成16年9月に設置した就労支援センターにおいて地域に密着した情報提供を実施していきます。

##### <若年者の就業観意識の把握>

- ・平成16年度8市4町の広域で若年者の就業観意識調査を行い、現在の若年者の考え方を分析することで多様化する若者の就業観の把握に努めます。

### ③安全等に配慮した教育環境の整備

#### <災害に強い教育施設の整備>

- ・国の補助事業等を今後も活用し、子どもの安全な教育環境の整備のため災害に強い施設の整備を検討していきます。また、災害時地域住民の安全な避難場所としての役割を担うため、改修にあたっては学校の児童・生徒の安全にとどまらず、地域の安全に十分配慮した施設整備を行います。

#### <良質な教育環境の整備>

- ・良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、特別教室の器具や機材、また、楽器等の整備をすすめていきます。また、社会の変化に迅速に対応できる子どもを育成するためコンピュータ等の次代に適応した設備の整備にも努め、円滑な授業の推進に努めます。

### ④子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

#### <確かな学力の向上>

- ・学校への外部人材の積極的投入
- ・学力向上フロンティアスクール事業
- ・指導方法の工夫・改善。体験的活動を重視した総合的な学習

#### <豊かな心の育成>

- ・全教育活動を通じた心の教育の推進
- ・体験的活動を重視した総合的な学習

#### <健やかな体の育成>

- ・小学校において「げんきアップノート」・「おおさかキッズパスポート」の活用

#### <信頼される学校づくり>

- ・学校評議員制度
- ・学校教育自己診断の実施
- ・教員の資質向上

<幼児教育の充実>

- ・幼稚園と保育所、小学校等との交流や連携

## ⑤家庭や地域の教育力の向上

<家庭教育への支援の充実>

家庭は子どもの成長にとって大きな役割を担うものであるが、近年、家庭におけるしつけの不足、親子のふれあいや信頼関係の不足が指摘されています。

このため、家庭の重要性や役割を認識するため、保護者対象の子育て支援の講演会の実施やPTA だより等による広報啓発活動の充実に努めるとともに、家庭教育学級の充実や学校、家庭、福祉部局等とのネットワークの構築に努めます。

<地域の教育力の充実>

- ・各中学校区のすこやかネットの進化、充実

<スポーツ・レクリエーションの環境づくり>

- ・子どもの心と体の成長の場として、各種スポーツ教室やキャンプ、野外でのレクリエーション、ハイキング、農業体験といった自然活動について、メニューの充実に努めながら引き続き実施します。

## ⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進

<有害環境把握と対策>

- ・コンビニや書店への働きかけと有害街頭看板等の撤去活動などを通じて地域における有害環境の把握に努めます。また、情報セキュリティの研修等を通じてインターネット上での有害情報対策について理解を深め、学校での有害環境対策にも努めます。

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備

### ①良質な居住環境の確保

#### <良質な住宅環境の整備>

- ・子育て世帯がゆとりある住環境のなかで安心して子育てができるよう、公営住宅の建替に際し妊産婦や子育て世帯にとって住みよい設備・機能等の整備を要望するなど、府や関係機関に対して働きかけていきます。

### ②子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備

#### <安全な道路交通環境の整備>

- ・子どもや妊産婦が市内の道路を安全に通行できるよう、現在実施している段差、勾配の解消等の道路環境整備を引き続き進めていくとともに、歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備、その他用地買収を伴わない整備方法の検討を行います。
- ・公安委員会と連携した総合的な対策の実施により外周幹線道路の車の流れを円滑にし、生活道路への流入を抑制することで子どもの安全な交通環境の確保に努めます。

#### <駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上>

- ・店舗等の荷さばき場及び駐車スペース等の整備を要望していきます。また、違法駐車を取り締まり強化を所轄警察と連携して推進します。

### ③安心して外出できる環境の整備

#### <子育てバリアフリー化>

- ・子どもと外出する際の利便性向上のため、公共施設や駅、スーパー等にベビーコーナーなどの設置を働きかけていきます。

#### <公共施設の段差解消>

子どもやその親、妊産婦等市民が安全に移動できるよう、段差解消等生活環境改善工事を引き続き実施していきます。

また、駅舎や駅前のバリアフリー化についても、「交通バリアフリー法」や先進都市の事例等も十分に研究し、市総合計画や地域福祉計画との整合性を図りながら、バリアフリー

のまちづくりを進めていきます。

#### ④子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進

<防犯灯の整備>

- ・地域の自治会とも今後防犯灯の設置、維持管理について協議するとともに、自治会未設置の地域についても検討を加え、明るく安心・安全なまちづくりの推進に努めます。

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ①女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等

#### <男性を含めた働き方の見直し>

- ・男女共同参画社会づくりの基本理念のもと、父親が子育てに積極的に参画する意識の啓発や子育てに関する情報提供などを進めていきます。
- ・家庭における子どものしつけにおいて、父親の存在、役割が問われているなか、父親のしつけへの積極的な係わりなどを啓発していきます。
- ・近年、就業形態が多様化する中で、生活時間や労働時間等について実態調査を行い、状況を把握し適切に対応する必要があります。また、労働者の労働条件の向上と権利保護のため、支援策を検討する必要があります。

#### <企業に対する意識啓発>

- ・国や府と連携して、企業に対し、雇用における男女平等の確保、男女ともに利用できる育児休業制度の普及、事業所内保育施設の整備促進、柔軟な勤務形態の導入等について、企業に取組みを求めています。また、労働情報機関誌（勤労者市民ニュース）を発行し、引き続き市内事業所の啓発に努めます。
- ・育児など家族的責任をもつ男女労働者に対する雇用差別をなくすよう、企業内の意識啓発等の取組みを求めています。

#### <女性の就労支援>

- ・女性が結婚、出産、育児等で退職することなく就労を継続できるように、育児休業法や男女雇用機会均等法等の周知に努め、差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるように、関係機関と連携しながら相談や情報提供等の支援を行います。
- ・女性の再就職や転職などに関する相談や情報提供を行い、また、職業能力の訓練、ホームヘルパー等の専門技術及び資格の取得などについて、府の職業訓練校や職業安定所等と連携しながら支援を行います。

#### <学校における男女平等教育の推進>

- ・男女平等教育の推進について、引き続き実施していきます。

## (6) 子どもの安全の確保

### ①子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進

#### <交通安全教育の推進>

- ・小学校の低学年児童に対する交通安全教室や小中学校の保健体育科教科指導においての交通安全の指導を深めていくとともに、地域のボランティア等とも連携して交通安全教育を推進していきます。

#### <チャイルドシートの正しい使用の徹底>

- ・チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を展開するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めていきます。

### ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### <地域での見守り活動の推進>

- ・青少年の非行防止と健全育成・安全確保のため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みを進めており、また、緊急に避難、保護していただける避難場所として、市内に約 650 か所の一般家庭や商店に「高石っこを守るおうち」として協力をいただいています。今後も地域での見守り活動を推進していきます。

### ③犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

#### <相談・支援体制の充実>

- ・スクールカウンセラー（臨床心理士）やスクラム相談員、子どもと親の相談員など専門的なスタッフの確保と活用に努めます。
- ・教育研究センターでの「ふれあい教室相談」「ホットライン高石」「スクールカウンセラーや大学教授による教育相談」などの充実に努めます。また、被害を受けた子どもの心のケアはもちろんのこと、被害を与えてしまった子どもに対しても学校、教育研究センター等で連携して教育相談を行い、心のケアに努めます。

<関連機関との連携>

- ・関係各課、学校、高石警察、堺少年サポートセンター、中央子ども家庭センター等との連携を図り犯罪、いじめ等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行います。

## (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

### ①児童虐待防止対策等の充実

#### <子どもの安全確保の優先と迅速な対応>

- ・児童虐待は、猶予を許さない緊急対応が必要になるケースがあることから、子どもの安全確保を最優先課題とし、初期対応に手間取ることがないように、児童相談所と密接に連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

#### <組織的な対応の促進>

- ・家庭児童相談員等による相談体制について、部課長による個別処遇協議や民生・児童委員、主任児童委員等関係機関との連携を強化するなど、充実を図ります。また、通告や発見があれば、直ちに児童虐待防止ネットワークの関係者で調査やアプローチの方法、機関連携と援助の方法等を協議して取組みます。なお、保護者への対応や関係機関との協議にあたっては、複数の職員で行うことを心がけ、一人の視点で判断する弱点をカバーすることに留意します。

#### <関係機関連携による援助>

- ・民生・児童委員、主任児童委員等による地域における身近な相談・援助活動や見守りの充実などによって、虐待防止や地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。また、総合保健センター、医療機関、保育所、学校等の関係機関の見守りと支援機能の充実を図るとともに、1機関の自己完結的な支援ではなく、互いの立場と機能を十分理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化します。

#### <児童虐待防止ネットワークの充実>

- ・児童虐待防止ネットワークの取組みをより重層的なものにするため、子ども家庭サポーター（子ども虐待防止アドバイザー）との連携や、大阪府において新たな構築が計画されているコミュニティソーシャルワーカーとの連携について検討するなど、ネットワークの機能強化に努めます。

#### <啓発活動の充実>

- ・虐待など問題となる要因の発生に対する予防の観点から、子どもの人権擁護に関する啓発活動に積極的に取り組んでいきます。また、虐待防止などに対してどのような相談機能があるかなど、市民に対応策をわかりやすく示すことができるよう、広報の充実に努めます。

## ②母子家庭等の自立支援の促進

### <ひとり親家庭の自立支援>

- ・ひとり親家庭のニーズをよく見極めながら、ひとり親家庭に対する経済的な支援策（貸付金、給付金）など、制度の一層の充実を図ります。
- ・これらの制度に関して、広報等を通じて積極的な情報提供・周知を行っていきます。

### <サポート体制の充実>

- ・ひとり親家庭の悩みや相談の内容をよく見極め、安心して生活が営むことができるよう、母子相談の充実を図ります。また、父子家庭に対しても、子育てや日常生活等にかかる相談に答えるため相談体制の充実を図り、早期に適切な支援につなげていきます。
- ・精神的な安らぎや自立した解決策を見出せるよう、ひとり親家庭相互の交流をすすめるため、支援策について検討します。
- ・ひとり親家庭が相互に支えあう仕組みや母子寡婦福祉会への若年母子層の入会促進など、同じ立場にたってふれあいや相談ができる体制の充実をサポートします。

## ③障害児施策の充実

### <障害児教育の充実>

- ・現在公立の小学校に通学する障害のある子どもに対し、理学療法士を派遣するなど、教育機関における障害のある子どもの受け入れ体制の整備を推進していきます。今後も障害のある子どもが、それぞれの状況に応じて就学先を適切に選択できるよう、各学校における受け入れ態勢の充実を図ります。
- ・障害のある子どもの就学についての悩みや不安の軽減を図るため、関係機関が連携して相談に応じる総合的な支援ネットワークについて検討していきます。

### <障害の早期療育>

- ・福祉、保健、医療等関係機関の連携により、相談機能を充実させるなど障害の早期対応を図ります。
- ・相談から訓練、療育、保育、学校教育へと指導や情報提供が系統的に行われるシステムを確立し、障害の早期発見、早期療育につなげていきます。
- ・療育体制の充実の一環として、現在、知的障害児通園施設「松の実園」で実施している母子通園事業「バンビグループ」の活用を引き続き推進するとともに、指導体制の充実

などを図ります。

#### <支援施設の整備・充実>

- ・医療や教育等の多領域にわたる総合的な援助療育の充実を図るとともに、松の実園を障害の重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓練、療育を行うことができる障害児療育の中心的施設として整備することを検討します。

#### <地域社会における療育環境の充実>

- ・障害のある子どもが安心して暮らし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築を促進する必要があります。市民の障害に対する正しい知識と理解を得るため、セミナーや広報などを行います。
- ・障害のある子どもの家庭に対してショートステイの充実を図るとともに、あおぞら児童会における障害のある子どもの受け入れ体制の拡充等について検討します。
- ・身近なところでも障害のある子どもの心身の発達につながる活動に取り組むため、障害のある子どもの地域での遊びと交流を促進するとともに、専門的知識をもってこうした取り組みを担うことのできる人材の育成を支援します。

#### <障害児（者）の立場にたった自立支援>

- ・支援費や補装具等をより効果的に支援するために、プライバシーに十分に配慮しながら各担当課と連携して子どもの家庭環境や生育経過等の把握に努めます。
- ・保護者に障害がある場合については、十分その家庭の状況を考慮した上で、慎重かつ適切な対応を行います。
- ・補装具の交付等
- ・居宅生活支援費の支給
- ・日常生活用具の交付等

## 4. 目標事業量

### ◆ 最大推計ニーズ量と目標事業量

事業	平成16年度	最大推計ニーズ量		平成21年度												
	実績			目標事業量												
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	0か所	平成17年度	年間 18,649人 1日あたり64人	0か所												
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	0か所	平成21年度	年間 15,766人 1日あたり54人	1か所 (定員4人)												
ファミリー・サポート・センター事業	0か所			1か所												
放課後児童健全育成事業	7か所	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ニーズ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>349人</td> </tr> </tbody> </table>			ニーズ量	平成17年度	352人	平成21年度	349人	7か所						
	ニーズ量															
平成17年度	352人															
平成21年度	349人															
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	(4か所)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就学前</th> <th>小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>5人/日</td> <td>1人/日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>4人/日</td> <td>1人/日</td> </tr> </tbody> </table>			就学前	小学生	平成17年度	5人/日	1人/日	平成21年度	4人/日	1人/日	(4か所)			
	就学前	小学生														
平成17年度	5人/日	1人/日														
平成21年度	4人/日	1人/日														
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	(0か所)			(2か所)												
一時保育事業	1か所	平成17年度	1日あたり 29人	2か所 (1日最大24人)												
		平成21年度	1日あたり 24人													
特定保育事業	0か所	平成17年度	1日あたり 15人	0か所												
		平成21年度	1日あたり 13人													
つどいの広場	0か所			1か所												
地域子育て支援センター	2か所			2か所												
通常保育事業	950人	平成17年度	1日あたり 741人	970人												
		平成21年度	1日あたり 639人													
延長保育事業	8か所	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18時半まで</th> <th>19時まで</th> <th>20時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>331人</td> <td>266人</td> <td>117人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>286人</td> <td>231人</td> <td>102人</td> </tr> </tbody> </table>			18時半まで	19時まで	20時まで	平成17年度	331人	266人	117人	平成21年度	286人	231人	102人	9か所
	18時半まで	19時まで	20時まで													
平成17年度	331人	266人	117人													
平成21年度	286人	231人	102人													
休日保育事業	0か所	平成17年度	1日あたり 50人	1か所												
		平成21年度	1日あたり 43人	(定員30人)												
夜間保育事業	0か所			0か所												

注) ( )表示は、他市にある施設への委託によるもの。

## 計画推進にむけて

### 1. 計画の周知

高石市のすべての子育て家庭に、子育てに関する情報が届くように配慮しながら、市民にとって本計画をわかりやすく、かつ利用しやすいものとするため、本計画の概要版の作成やホームページでの広報に努め、また、サービスの実施にあたっては計画の理念や方向性を理解したうえで実施につながるよう計画の周知に努めます。

また、就労生活と家庭生活は密接な関わりがあることから、市民の就労に関する意識改革と事業主、企業の子育て支援に関する意識啓発に努め、安心して子育てをしながら働きつづけることのできる制度の充実と男女共同参画社会の実現に努めます。

### 2. 推進体制づくり

「児童育成計画」を継承・発展することから、保育サービスの充実はもちろんのこと、現在まで取組まれてきた子どもの保健・医療、教育、住宅、まちづくり等の多岐にわたった連携を効果的に推進するとともに、地域の保健所や地域子育て支援センター、医療機関、保健所、教育機関等とも連携を図りながら、行動計画を推進する必要があります。

このため、多様化する市民ニーズと社会環境の変化を十分に把握し、市の財政にも配慮しながら、庁内及び関連機関との連携強化や民間活力、ボランティアの積極的な活用などによる総合的な推進体制づくりに努めます。また、不審者や児童虐待などの諸問題に対して家庭と地域社会の結びつきを強めることで、子どもの健全な育成と安心・安全な生活環境の確保に努め、その他の施策とともに子育て支援の推進に努めます。

### 3. 計画の進捗状況の管理・評価

高石市次世代育成支援行動計画（前期）は、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間としています。本計画では、各年度において計画の進捗状況を管理・評価し、公表するとともに、住民ニーズや社会環境の変化に合わせた見直しを行います。

## 第1章 参考資料

### ○高石市子育て支援検討委員会設置要綱

最近改正 平成16年4月1日

#### (設置)

第1条 子育て支援の環境整備並びに諸施策（以下「施策等」という。）の円滑な運営と、施策等にかかる事務の効率的な運営を確保するため、高石市子育て支援検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (担当事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 施策等にかかる円滑な運営及び事務執行に関すること。
- (2) 子育て支援懇談会に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (ワーキングチーム)

第6条 委員会に専門の事項を調査及び研究させるため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、委員長が適当と認める者のうちから指名する。
- 3 ワーキングチームにチームリーダーを置き、ワーキングチームのうちから委員長が指名する。
- 4 チームリーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、ワーキングチームにおける調査及び研究についてその結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

保健福祉部長  
政策推進部長  
総務部長  
教育部長  
政策推進部次長（財政健全化担当）  
保健福祉部次長（子育て支援担当）  
企画財政課長  
経済課長  
教育総務課長  
教育指導課長  
生涯学習課長  
社会福祉課長  
高齢・障害福祉課長  
健康保険課長  
保健医療課長  
子育て支援課長

○高石市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、高石市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、高石市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次の事務を行う。

- (1) 次世代育成行動計画の策定に関する事項
- (2) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 医療関係団体代表者 1名
- (3) 福祉関係団体代表者 3名以内
- (4) 教育関係団体代表者 3名以内
- (5) 公共的団体代表者 3名以内
- (6) 商工関係者 1名
- (7) 関係行政機関の職員 1名
- (8) 保育所、幼稚園及び小学校の保護者 3名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 地域協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、地域協議会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 地域協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 地域協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長

の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、地域協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定による委嘱後、最初の地域協議会の招集及び委員長が選出されるまでの間における地域協議会の運営は、保健福祉部長が行う。

○地域協議会委員

- (1) 学識経験者 2名以内  
保育関係専門家・・・大学教授2名
- (2) 医療関係団体代表者 1名  
医師会代表1名
- (3) 福祉関係団体代表者 3名以内  
保育所関係・・・公立保育所長会代表、民間保育所代表の2名  
福祉関係・・・民生委員協議会代表1名
- (4) 教育関係団体代表者 3名以内  
幼稚園関係・・・公立幼稚園長会代表、民間幼稚園代表の2名  
小学校関係・・・校長会代表1名
- (5) 公共的団体代表者 3名以内  
連合自治会代表、婦人団体協議会代表、社会福祉協議会代表の3名
- (6) 商工関係者 1名  
商工会議所代表1名
- (7) 関係行政機関の職員 1名  
福祉関係・・・子ども家庭センターの職員1名
- (8) 保育所、幼稚園及び小学校の保護者 3名以内  
保育所、幼稚園、小学校の保護者3名

○高石市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役 職 名	氏 名
大阪府立大学名誉教授	◎野 澤 正 子
大阪市立大学大学院教授	○畠 中 宗 一
高石市医師会代表	小 嶋 肝
公立保育所所長会代表	明 石 恵栄子
民間保育園園長会代表	嶋 田 典 之
高石市民生・児童委員協議会会長	石 田 弘 美
公立幼稚園園長会代表	奥 田 有弘子
民間幼稚園園長会代表	森 田 秀 子
小中学校校長会代表	佐 野 慶 子
高石市連合自治会会長	舛 谷 隆 康
高石市婦人団体協議会	高 橋 妙 子
高石市社会福祉協議会	森 本 登志雄
高石商工会議所事務局長	中 尾 育 丈
大阪府中央子ども家庭センター企画情報室室長	小 路 陽 子
保育所保護者代表	山 本 淳 子
幼稚園保護者代表	吉 谷 洋 子
小学校保護者代表	古 林 裕 茂

◎は委員長、○は職務代理